

組織的な犯罪の共謀罪に関するQ & A

Q 1 なぜ、今、組織的な犯罪の共謀罪を新設するのですか。

A 国際組織犯罪防止条約は、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進することを目的とする国連条約であり、平成15年9月に発効しています。この条約については、同年5月にその締結について国会の承認を得ており、我が国としても、早期に締結することが重要です。

この条約は、締約国に対し、重大な犯罪の共謀等を犯罪とすることを義務付けていますが、これは、組織的な犯罪は、計画や準備段階に関与する者が多く存する一方で、計画性が高度であり、組織の指揮命令等に基づいて行われることから、犯罪の実行に至る可能性が高く、また、ひとたび犯罪が実行されると、重大な結果や莫大な不正な利益が生ずることから、これに効果的に対処するためには、犯罪の実行に着手する前の段階の一定の行為を処罰の対象とすることが不可欠であると考えられたからです。

そこで、我が国も、国際社会の一員として、この条約を早期に締結し、国際社会と協力して、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止するため、この条約が義務付けるところに従い、「組織的な犯罪の共謀罪」を新設する必要があります。

(注)平成18年5月の時点で、120か国が締結しています。G8では、カナダ・フランス・ロシア・イギリス・アメリカが締結済みであり、ドイツ・イタリアも、議会承認を終え、締結作業中です。

Q 2 組織的な犯罪の共謀罪の新設によって、何か良いことがあるのですか。

A 「組織的な犯罪の共謀罪」の新設によって、国際組織犯罪防止条約を締結することが可能となり、一層強化された国際協力の下で、我が国を国際的な組織犯罪から守ることができるようになります。具体的には、外国から共謀罪について捜査共助や犯罪人引渡しの要請があった場合に、法案の共謀罪を新設すれば、外国からの要請に応じて捜査共助や犯罪人引渡しを行い、国際社会と協力して国際的な組織犯罪の防止に取り

組むことができるようになります。

また、法案の共謀罪を新設することにより、例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯や、いわゆる振り込め詐欺のような組織的な詐欺事犯などについて、その実行に着手する前の段階での検挙・処罰が可能となり、被害の発生を未然に防止できるなど、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪から国民をより良く守ることができるようになります。

Q3 どのような行為が、組織的な犯罪の共謀罪に当たるのですか。一般国民にとって危険なものではないですか。

A 「組織的な犯罪の共謀罪」には、法律の明文上、以下のような厳格な要件が付されており、例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯、いわゆる振り込め詐欺のような組織的詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀等、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為に限り処罰することとされていますので、国民の一般的な社会生活上の行為が共謀罪に当たることはありません。

すなわち、新設する「組織的な犯罪の共謀罪」では、第一に、対象犯罪が、死刑、無期又は長期4年以上の懲役又は禁錮に当たる重大な犯罪に限定されています（したがって、例えば、殺人罪、強盗罪、監禁罪等の共謀は対象になりますが、暴行罪、脅迫罪等については、共謀罪は成立しません）。

第二に、「組織的な犯罪の共謀罪」には、

団体の活動として犯罪実行のための組織により行う犯罪（暴力団による組織的な殺傷事犯、振り込め詐欺のような組織的詐欺事犯など）

又は

団体の不正権益の獲得・維持・拡大の目的で行う犯罪（暴力団の縄張り獲得のための殺傷事犯など）

を共謀した場合に限り処罰するという厳格な組織性の要件（注）が課されています（したがって、例えば、団体の活動や縄張りとは無関係に、個人的に同僚や友人と犯罪実行を合意しても、共謀罪は成立しません。また、犯罪実行部隊のような「犯罪行為を実行するための組織」を持つことのない市民団体や会社等の団体に属する人が共謀したとしても、共謀罪は成立しません。）

第三に、そもそも「共謀」とは、特定の犯罪を実行しようという具体的・現実的な合意がなされることをいいます（したがって、単に漠然とした相談や居酒屋で意気投合した程度では、共謀罪は成立しません）。

（注）組織的犯罪処罰法における組織的な殺人等の加重処罰の場合と同じ要件であり、実際の組織的犯罪処罰法の組織的な殺人等の適用事例も、暴力団構成員等によ

る組織的な殺傷事犯，賭博事犯，悪徳商法のような「詐欺会社」による組織的詐欺事犯及び暴力団の縄張り獲得，維持のための業務妨害，恐喝事犯等に限られています。

Q 4 共謀罪は，たくさんの罪を対象としていますが，もっと限定できないのですか。

A 「組織的な犯罪の共謀罪」は，組織的に行われる「死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪」の共謀を処罰の対象としています。

これは，国際組織犯罪防止条約が，重大な犯罪，すなわち，「長期4年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪」を共謀罪の対象犯罪とすることを義務付けているからです。

したがって，共謀罪の対象犯罪を更に限定することは，条約上できません。

もっとも，「組織的な犯罪の共謀罪」は，組織性の要件を満たす重大な犯罪に限り，共謀罪の対象とすることとしていますので，逮捕・監禁罪や詐欺罪を例にすると，これらは重大な犯罪には当たりますが，逮捕・監禁や詐欺を共謀した場合のすべてについて共謀罪が成立するわけではなく，例えば，

暴力団幹部らが，対立抗争中の暴力団の組長の居場所を聞き出すため，配下の組員を使って，出入りしている飲食店の従業員を逮捕・監禁することを共謀した場合

いわゆる「振り込め詐欺」のように，詐欺会社の幹部らが，部下を使って，電話をかけて嘘を告げる者，その際本人になりすまして信用させる者，口座に振り込ませた金を引き出す者等の役割分担を決めた上，示談金名下に金員を振り込ませて詐取することを共謀した場合など，「団体の活動として，犯罪行為を実行するための組織により行われる」等の厳格な組織性の要件を満たす逮捕・監禁や詐欺の共謀に限って，共謀罪が成立するのです。

Q 5 共謀罪が設けられると，通信や室内会話の盗聴，スパイによる情報取得などの捜査権限が拡大され，国民生活が広く監視される社会になってしまうのではないですか。

A 「組織的な犯罪の共謀罪」には、厳格な要件が付され、例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀等、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為に限り処罰することとされていますので、国民の一般的な社会生活上の行為が本罪に当たることはありません。

また、組織的な犯罪の共謀罪の新設に際して、新たな捜査手段を導入するものではありません。したがって、他の犯罪と同様に、法令により許容された範囲内で捜査を尽くして適正な処罰を実現することで、国民の生命、身体、財産を組織犯罪から保護することとなります。

Q 6 国際組織犯罪防止条約に基づく法整備なのですから、組織的な犯罪の共謀罪の対象を国際的な犯罪に限定すべきではないのですか。

A 国際組織犯罪防止条約は、国際的な組織犯罪に対処するための国際協力の促進を目的としていますが、組織犯罪に効果的に対処するため、各締約国が共謀罪を犯罪とするに当たっては、国際的な性質とは関係なく定めなければならないと明確に規定（同条約第34条2）しており、国際性の要件を付することを認めていないので、このような国際性を要件とすることはできません。

また、実際問題としても、仮に国際性を要件とすると、例えば、暴力団による国内での組織的な殺傷事犯の共謀が行われた場合であっても、このようなものは国際性の要件を満たさないことから、これを共謀罪として処罰できなくなってしまいますが、そのようなことは不合理です。

1 共謀罪等に関する条約の規定〔国際組織犯罪防止条約〕

第2条 用語

この条約の適用上、

- (b) 「重大な犯罪」とは、長期4年以上の自由を剥奪^{はく}する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。

第5条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 次の一方又は双方の行為（犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの

(ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為

a 組織的な犯罪集団の犯罪活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動（当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知っているときに限る。）

2 法案の共謀罪の規定〔組織的犯罪処罰法〕

（組織的な犯罪の共謀）

第6条の2

1 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、団体の活動*1として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 5年以下の懲役又は禁錮

二 長期4年以上10年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 2年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、第3条第2項に規定する目的*2で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

*1 団体の活動：団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるもの）の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するもの〔第2条第1項・第3条第1項〕

*2 団体に不正權益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう）を得させ、又は団体の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的

3 想定事例

【アダルトサイト利用料名下の組織的詐欺の共謀（第6条の2第1項）】

Aらは、Aを首謀者として、その指揮命令に基づき、あらかじめ定められた、他人名義の預金口座及び携帯電話の調達、アダルトサイト利用者の電話番号等が記載されたりストの管理、上記利用者に対する電話による欺罔及び脅迫行為、詐取金等の管理等の任務の分担に従い、上記利用者多数名から架空のアダルトサイト利用料名下に金員の交付を受け、利益を図ることを共同の目的とする団体を形成していたものであるが、アダルトサイト利用者多数人に対し、アダルトサイト利用料金が未払いになっている旨の虚偽の事実を申し向けるなどして多数人をしてその旨誤信させ、被告人らが管理する他人名義の口座に振込送金させて、団体の活動として詐欺を実行するための組織により金員を詐取することを共謀。

【暴力団の縄張り獲得目的の組織的恐喝の共謀（第6条の2第1項・第2項）】

Aは、暴力団 一家総長代行であり、 一家は、被告人Aら多数人で構成された継続的結合体であって、組織的に 一家の縄張り内の事業者等に因縁をつけるなどし、これにより利益を図ることなどを共同目的とする団体であるが、 市内の事業者らが談合をしているとの風評を聞知したのに乗じて、喝取した金員は 一家が取得するものとして、かつ、 一家に 市一円における縄張りを得させる等の目的で、被告人Aの指揮命令の下、一家傘下の××組組長Bらとの間で定められた役割分担に従い、団体の活動として恐喝を実行するための組織により、かつ、不正権益を得させる等の目的で、被害者らから口座に入金させて金員を喝取することをBらと共謀。

【テロ組織による組織的強要の共謀（第6条の2第1項）】

Aらは、Aを首謀者として、新たな世界体制の構築を標榜し日本を始めとする西側先進諸国を壊滅するため、種々の破壊活動を行うことなどを共同の目的とする 派と称する団体を形成していたものであるが、 空港管制塔指令室を占拠した上、刑務所に収容中の 派構成員を釈放させて逃走させるため、都内に設けたアジトで指揮統括を行う者、指令室を占拠する者、政府に釈放と逃走車の準備を要求する者、釈放された構成員を受け取って車で逃走させる者などの役割分担に従い、団体の活動として組織的な強要を実行するための組織により、指令室を占拠した上、政府に対して、逃走車を準備して 派構成員を釈放するように強要することを共謀。